

『定額給付金』のお知らせ

～ 申請受付は4月15日から6か月間～

景気が後退している状況が続いているため、市民のみなさんへの生活支援を行うとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に「定額給付金」が給付されます。定額給付金をお受け取りいただくには、市へ申請していただく必要があります。

定額給付金給付の基本的な流れ

定額給付金の受給申請書発送（4月10日予定）



市役所へ郵送によって申請（返信用封筒：切手不要）



申請受給者（世帯主）の口座へお振り込み

※第1回目振り込みは4月22日を予定、以後順次振り込みます。

○給付対象となる方

平成21年2月1日（基準日）において、小松島市の住民基本台帳および外国人登録原票に記載されていた方（不法滞在者、短期滞在者は除く）

○給付金額

1人あたり1万2千円

※ただし、基準日において65歳以上の方（昭和19年2月2日以前に出生した方）および18歳以下の方（平成2年2月2日以降に出生した方）については、1人あたり2万円

○申請・給付の方法

申請書に必要な事項を記入し押印のうえ、原則として郵送（同封の返信用封筒）による申請

■添付書類

▶指定される振込先の通帳の口座番号、金融機関の支店名、カタカナで加入者名が記されているページ（表紙をめくった見開きの部分）の写し

※ゆうちょ銀行への振り込みを希望される場合は、振り込みが他の金融機関より3週間程度遅れます。ご了承ください。

▶世帯主本人が確認できる書面（運転免許証、旅券（パスポート）、小松島市老人等無料バス優待券、住民基本台帳カード（顔写真入り）、官公署発行の身分証明書（顔写真入り）、健康保険被保険者証、外国人登録証明書）などの写し（世帯構成員で、代理申請される方も同様の本人確認書類を添付してください。）

■給付

申請に基づき、審査のうえ、順次口座振込による給付の手続きをいたします。（口座をお持ちでないなど、特別な事情がある場合は、例外的に現金による給付も可能となりますが、事務手続きの関係上給付が遅くなります。6月1日以降を予定しています。ご了承ください。）

なお、給付は大量の処理を行いますので、一定の日数を必要といたします。市民の皆さまのご理解をお願いいたします。

○申請期間

4月15日（水）～10月15日（木）までの6か月間（期限を過ぎますと受付できません）

●土日祝日の相談・申請窓口（4月末まで）市役所1階ロビー

4月18日（土）、19日（日）、25日（土）、26日（日）、29日（祝）午前9時～午後5時まで

○提出先・お問い合わせ

小松島市定額給付金交付事業実施本部 ☎32・2111

◎定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」等にご注意ください。

◎まちを元気にするためにお使いください。